

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404
FAX 984-4011

「もしも」の火災から命を守るために 住宅用火災警報器を設置しよう

ちょっとした気のゆるみが原因で発生し、生命や財産を奪ってしまう住宅火災。そんな住宅火災での死者のうち、半数以上が逃げ遅れによって亡くなっています。

●住宅用火災警報器で火災を察知

逃げ遅れを防ぐために有効なのが、住宅用火災警報器の設置です。

住宅用火災警報器とは、煙や熱を感知して、火災の発生を大きな音や光で知らせてくれる機器のこと。出火に早く気付くことができるため、これを設置することで火災発生時の死者数・焼損床面積は半減、損害額は約4割減と、高い効果が見込まれています（出典：消防庁HP）。

【住宅用火災警報器の奏功事例】

1階の台所から出火



階段の住宅用火災警報器が作動



2階で寝ていた居住者が音に気付き、119番通報後、無事避難



●松前町の未設置率は約40%

火災発生にいち早く気付くためには、住宅用火災警報器の設置場所も重要なポイント。特に、「寝室」「寝室がある階の階段上」などは、消防法で設置が義務付けられています。設置義務がない場所でも、台所や暖房機器のある部屋など、火元がある場所には設置を検討しましょう。

5月に行った電話調査では、設置義務がある場所全てに設置している世帯の割合は27.3%にとどまりました。皆さんも、まずは自宅のどこに住宅用火災警報器が設置されているか確認しましょう。

【住宅用火災警報器を設置している世帯の割合】 (令和3年度調査結果)

設置箇所	割合
設置義務がある場所全て	27.3%
設置義務がある場所の一部	31.8%
未設置	40.9%

●定期的に点検を

住宅用火災警報器に使用されている電池の寿命は、約10年といわれています。いざというときにきちんと作動するように、定期的に作動確認を行い、必要に応じて電池や本体を交換しましょう。高齢者や体が不自由な人には取り付け支援を行っていますので、お気軽に松前消防署にお問い合わせください。



定期的な作動確認



古くなったら交換